

令和6年1月15日  
事務連絡

各高齢者施設等 ご担当者様

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日ごろからご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県地域医療介護総合確保基金に係る「介護ロボット導入支援事業費補助金」「ICT 導入支援事業費補助金」について、2月29日までに実績報告書の提出をお願いしているところですが、機器の納品や工事の遅延等が生じている状況等を踏まえ、次のとおりの取扱いをします。

なお、事業の完了とは導入及び導入によって得られた効果検証（最低1週間）が完了した時点とします。

**【納品や工事の目途が立たず、事業完了が4月以降になる見込みの事業所】**

（事業完了の目途が立っていない事業所や、納品や工事は3月中に完了するが3月31日までに効果検証の期間を確保できない事業所も含む）

→(1)2月29日までに「繰越調書」、「事業変更承認申請書（様式5）」、「変更後の事業計画書（様式3）」及び発注書や契約書等を提出→その後金額の変更はできませんので、発注書等でよくご確認ください。

\*申請時の総事業費から、実際に支払う見込みの金額に変更がある場合には、上記様式に加え「変更交付申請書（様式4）」、「変更後の所要額調書（様式2）」も併せて提出すること。

→(2)3月22日までに令5年度分の事業実績報告書及び必要書類一式を提出

\*報告日は4月10日としてください。

→(3)事業完了後、令和5年度繰越分の事業実績報告書及び必要書類を提出

\*データを県にメールにて提出してください。

また、申請時の補助対象経費から20%以上の変更が見込まれる場合、本来、その時点で事業変更承認を受けることとされていますが、本事業の性質上、例外的に実績報告の提出時に変更の事情等を記した理由書の添付によることも可とします。

**【重要!】**

事業完了が令和6年3月31日までに終わらない場合、予算上の来年度への繰越手続きが必要となりますので、現時点で繰越されるとの確約はできません（繰越が認められない場合、補助条件未達となりますので、補助金をお支払いできません）できる限り年度内の事業完了に努めていただくよう、よろしくお願いたします。

提出先

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会  
業務支援課

tel:045-662-9538

事業完了後、繰越分の提出先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部

高齢福祉課 福祉施設 G 草野（ロボット）、林（ICT）

<tel:045-210-1111>（内線 4853）

mail:fshisetsu.508@pref.kanagawa.lg.jp